

協議第18号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数、任期及び報酬に係る調整方針を、次のとおりとすることについて協議を求める。

1 定数

- (1) 農業委員会委員の定数は、合併時は26人とし、任期満了日以降は19人とする。
- (2) 農地利用最適化推進委員の定数は、合併時は22人とし、任期満了日以降は29人とする。

2 任期

- (1) 農業委員会委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の委員の任期満了日までとし、その後は法定任期（3年）とする。
- (2) 農地利用最適化推進委員の任期は、合併時は当該日から小田原市の農業委員会委員の任期満了日までとし、その後については委嘱後、農業委員会委員の任期満了日までとする。

3 農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、小田原市の水準を適用する。

平成29年2月14日提出

小田原市・南足柄市「中心市のあり方」に関する
任意協議会 会長 加藤 憲一

【調整理由】

- ・合併後の市政の円滑かつ一体的な運営を図る上で、農業委員会等に関する法律施行令第11条の規定に基づく特例措置を活用することが適當である。
- ・特例措置終了後の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数については、農業委員会等に関する法律施行令第5条及び第8条に基づき、両市の地域性及び新市に見合った適正数を勘案した。
- ・特例措置終了後の農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の任期については、農業委員会等に関する法律第10条及び第20条による。

農業委員会委員等の定数及び任期に関する法令

○農業委員会等に関する法律（抜粋）

(委員の任命)

第8条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員の定数は、農業委員会の区域内の農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定める。

3 前項の定数の変更は、委員の任期満了の場合でなければ、行うことができない。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(農地利用最適化推進委員の委嘱)

第17条 農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならない。

(推進委員の任期)

第20条 推進委員は、委員の任期満了の日まで在任する。

○農業委員会等に関する法律施行令（抜粋）

(農業委員会の委員の定数の基準)

第5条 法第8条第2項の政令で定める定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以下であることとする。

区分			委員の定数の上限
1	(1) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地をその耕作の事業に供している個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地をその耕作の事業に供しているその区域内に住所を有する法人の数の合計数（3の項において「基準農業者数」という。）が1,100以下の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	14人
	(2) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会	推進委員を委嘱しない農業委員会	27人
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	19人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	37人
3	基準農業者数が6,000を超えるかつ、その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超える農業委員会	推進委員を委嘱する農業委員会	24人
		推進委員を委嘱しない農業委員会	47人

(農業委員会の推進委員の定数の基準)

第8条 法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、農業委員会の区域内の農地面積のヘクタール数を100で除して得た数（1未満の端数を生じたときは、1に切り上げる。）以下であることとする。

(市町村の廃置分合の場合の措置)

第11条 市町村の廃置分合（市町村の設置を伴わないものに限る。以下この条において同じ。）をしようとする場合においては、当該廃置分合後存続する市町村（以下この条において「存続市町村」という。）は、法第8条第3項の規定にかかわらず、当該廃置分合の日（以下この条において「廃置分合日」という。）において、農業委員会の委員の定数を変更することができる。

2 前項の規定により廃置分合日において存続市町村の農業委員会（以下この条において「存続農業委員会」という。）の委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村（当該廃置分合によりその区域の全部が存続市町村の区域の一部となる市町村をいう。以下この条において同じ。）の農業委員会の委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第8条第2項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日（廃置分合日前から引き続き在任する存続農業委員会の委員の任期満了の日をいう。以下この条において同じ。）までの間、第5条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の委員の定数であることとする。

3 第1項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、廃置分合日から任期満了日までの間に任命された存続農業委員会の委員の任期は、法第10条第1項本文の規定にかかわらず、当該委員の任命の日から任期満了日までとする。

4 第1項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の委員の定数が増加された場合には、存続市町村の長は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の委員であつた者を、法第9条の規定によらないで、存続農業委員会の委員として任命することができる。

5 市町村の廃置分合をしようとする場合においては、存続市町村は、法第18条第3項の規定にかかわらず、廃置分合日において、農業委員会の推進委員の定数を変更することができる。

6 前項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数を変更する場合には、存続市町村は、存続市町村及び関係市町村の農業委員会の推進委員の定数の合計数以下の範囲内で、存続農業委員会の推進委員の定数を定めることができる。この場合においては、法第18条第2項の政令で定める定数の基準は、廃置分合日から任期満了日までの間、第8条の規定にかかわらず、前項の規定による廃置分合日における変更後の存続農業委員会の推進委員の定数であることとする。

7 第5項の規定により廃置分合日において存続農業委員会の推進委員の定数が増加された場合には、存続農業委員会は、廃置分合日から任期満了日までの間、関係市町村の農業委員会の推進委員であつた者を、法第19条の規定によらないで、存続農業委員会の推進委員として委嘱することができる。

8 第1項又は第5項の規定により廃置分合日において農業委員会の委員又は推進委員の定数を変更しようとする場合には、存続市町村は、あらかじめ、関係市町村の同意を得なければならない。

9 第4項の規定により存続農業委員会の委員を任命しようとする場合には、存続市町村の長は、あらかじめ、関係市町村の長の同意を得なければならない。

10 前2項の同意については、関係市町村の議会の議決を経なければならない。